

すべての人に やさしいまちを目指して



4月から「障害者差別解消法」施行

4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。この法律は、障害者への差別をなくし、誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会の実現を目指すものです。

どんな法律なの?

すべての行政機関と民間事業者の、障害のある人への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関 (国・地方公共団体など)	してはいけない (禁止)	しなければならない (法的義務)
民間事業者(個人事業者や、NPO などの非営利事業者も含む)	してはいけない (禁止)	するように努める (努力義務)

不当な差別的取扱いとは(例)



障害があるからという理由で、アパートを貸さない。



車いすを使っているからという理由で、お店に入れない。

その他、「字が書けないのに、代筆を認めない」など

※正当な理由がある場合や、障害者を優遇することは、不当な差別的取扱いにはあたりません。

合理的配慮とは(例)



車いすを使っている人が通れるよう、段差に簡易スロープを設置する。



聴覚障害のある人からの申し出を受けて、筆談でやり取りを行う。

その他、「知的障害のある人のために、書類の内容をできるだけわかりやすく説明する」など

※費用がかかりすぎるなど、実施するための負担が大きすぎる場合は、お互いに話し合って、他の方法を考えることになります。

区民の皆さんへ

差別をなくすためには、区民の皆さん一人ひとりの気遣いや心くばりが大切です。困っている方を見かけたら、お声がけをお願いします。

※今回の法律は行政機関・民間事業者が対象であり、個人的に障害のある方と接する場合や、個人の思想・言論は、この法律の対象ではありません。

相談窓口を開設

4月から障害者差別の相談窓口を次のとおり開設しています。どなたでもご相談ください。

☎ 障害者支援課施策推進係(区役所隣防災センター2階17番) ☎3647-4749、FAX3699-0329

✉ shisaku-sui-tan@city.koto.lg.jp

特定不妊治療費の一部を助成 夫婦の経済的負担を軽減

子どもを望んでいるにも関わらず、不妊に悩む夫婦は少なくありません。区では高額な不妊治療費の一部を助成することにより、夫婦の経済的な負担を軽減し、さらに少子化対策および次世代育成を進めていきます。

【対象者】 次のすべてに該当する方

- 平成28年4月1日以降に治療が終了し、「東京都特定不妊治療費助成(※)」を申請し承認を受けた
- 申請時に江東区に住所を有している
- 他の区市町村から特定不妊治療費助成を受けていない
- ※「東京都特定不妊治療費助成事業」の対象要件
- ・治療開始時に法律上の婚姻をしている都内在住の夫婦
- ・特定不妊治療以外妊娠の見込みが無いまたは極めて少ないと医師が判断した
- ・指定医療機関で特定不妊治療を実施
- ・前年の夫婦合算の所得額が730万円未満
- ・治療開始時の妻の年齢が43歳未満

詳細は東京都ホームページ <http://www.tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kodomo/enmetro.tokyo.jp/kodomo/sodate/josei/funin/index.htm> を参照してください。

【助成内容】
特定不妊治療のうち、医療保険が適用されない治療費「助成額」東京都で承認された特定不妊治療の医療費から、都の助成額を差し引いた実費額(限度額10万円)

【問】 保健所保健予防課保健係
☎(3647)5906

国民年金保険料の滞り納付特例 平成28年度申請の受付を開始

学生納付特例とは、収入が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が、申請をして承認されると、一定期間納付が猶予される制度です。

対象となる学校は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等(海外大学の日本分校は一部を除き対象外)です。対象

期間は、申請月の2年1か月前の月分から平成29年3月分までで、年度ごとの申請が必要です。学生納付特例が承認された期間は次のように取り扱われます。

- 老齢基礎年金の受給資格期間となりますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。
- 10年以内であれば、猶予された国民年金保険料を追納でき

低所得の高齢者向け 年金生活者等支援臨時福祉給付金 申請受付開始

一億総活躍社会の実現に向けて、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者等を支援するため、「年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得の高齢者向け)」を支給します。

詳細は、区ホームページまたは厚生労働省ホームページ <http://www.2kyufu.jp> (等)を確認ください。

申請書の送付
4月13日(水)から順次支給対象となる可能性のある方へ、申請書をお送りします。

申請書に記載されている誓約・同意事項をご確認のうえ、了承いただける方は、手続きをお願いいたします。

ます(ただし、3年度目以降は、期間に応じて一定の額が加算されます)。

○障害基礎年金請求の審査に際し納付済期間とみなされます。

※学生納付特例に該当しない場合は、免除や若年者納付猶予の申請ができません。

【問】 年金手帳など基礎年金番号が記載された書類と学生証(表裏両面の写しでも可)または在学証明書を持参し、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)・各出張所(現年度分のみ受付)窓口で
☎(3647)1131

申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。なお、振込口座を新たに指定する場合や代理人が申請する場合など、提出書類が必要な場合もあります。記入例を記載した「お知らせ」を同封していただきますので、ご参照ください。

【人】 次の要件をすべて満たす方
○平成27年1月1日(基準日)時点で、江東区に住民登録がある方

○平成27年度の都民税・区民税(均等割)が課税されない方
○平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)

※ただし、次の方は支給対象外です。

- ・都民税・区民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等となっている方(控除対象配偶者もありません)

申請書の提出はお早めに
申請期限までに申請書を提出されない場合は、給付金の支給ができませんので、お早めに提出してください。

【申請期限】
7月15日(金)消印有効

給付金を装った振り込み詐欺等にご注意を
区が皆さんに次のようなお願いをすることはありません。

- 銀行・コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いする
- ATMを自分で操作して、区からの給付金を振り込んでもらう

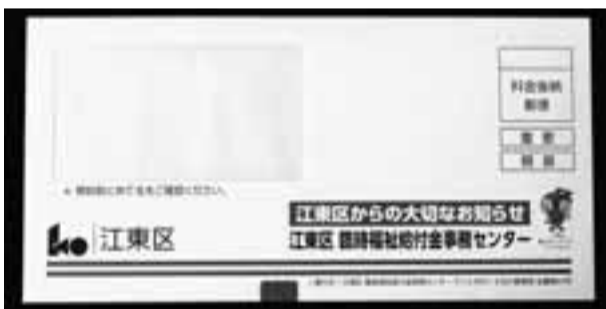
○給付のためにメールでの手続きや手数料などの振り込みをお願いする

区職員や厚生労働省等の職員を名乗って、自宅への訪問や不審な電話がかかってきた場合は、迷わず最寄りの警察署、または警察相談電話(9110)にご連絡ください。

相談窓口を開設
区役所8階に相談窓口を開設しています。なお、受付開始当初2週間程度は混雑が予想されますので、ご了承ください。

【開設場所】 区役所8階エレベーターホール

問い合わせ先(いずれも通話料がかかります)



▲区がお送りする申請書が入った封筒

【支給方法等】
申請書等の審査を行い、6月上旬から順次口座振込により支給(受付した翌月または翌々月の振込を予定)

※審査の結果、支給できない場合もあります。

【支給方法等】
申請書等の審査を行い、6月上旬から順次口座振込により支給(受付した翌月または翌々月の振込を予定)

※審査の結果、支給できない場合もあります。

「長期計画の展開2016」を策定

区の重点事業や新たな事業展開を掲載
区では、平成27年3月に区政運営の具体的指針となる長期計画(後期)を策定しました。

長期計画を推進するにあたっては、行政評価の結果や社会状況の変化等に基づき、特に重点的に取り組むべき事業として掲げた主要事業等を毎年度見直すとともに、新たな事業の展開を図ることとしています。

今回策定した「長期計画の展開2016」は、このような見直しを踏まえた主要事業の今後の予定を改めて示すとともに、新たな事業の展開についても公表するものです。

区は、この「長期計画の展開2016」に基づき、区政の着実な推進を図ってまいります。

こうとう情報ステーション、図書館、HPで公開
「長期計画の展開2016」は、こうとう情報ステーション(区役所2階)、各図書館、区ホームページで閲覧できます。

※こうとう情報ステーションでは頒布しています。

【頒布価格】 600円

【企画課計画担当】
☎(3647)9168

【江東区臨時福祉給付金コールセンター】
☎0570-06-9292
※IP電話等でつながらない場合は☎6832-7732
(月～金曜の9:00～17:15(祝日を除く)※4/1から番号が変更されました。おかけ間違いのないようお願いいたします)

【厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル)】
☎0570-037-192
※IP電話等でつながらない場合は☎6627-1290
(9:00～18:00※8/1(月)以降は平日のみ)

避難行動要支援者名簿への登録を受付

災害時の避難に支援が必要な方は区へ届出を

区では、平成26年度から災害が発生した際に自力で避難することが困難な方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。今年度は7月1日を基準日として対象となる方を抽出し、名簿を更新します。更新にあたり、地域団体等に提供する「同意方式名簿」への登録を希望する方からの届出を受け付けます。

なお、次の方はすでに名簿に登録されていますので改めての届出は必要ありません。
○平成26年7月に区から発送された「江東区避難行動要支援者名簿の外部提供同意書」を提出した方
○すでに「江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書」を提出した方

※支援の必要がなくなった場合には区へご連絡ください。取届をお送りします。

区で名簿登録の対象としている方

- ①75歳以上で一人暮らし、または75歳以上の方だけの世帯
- ②介護保険制度の要介護3～5に該当する方(特別養護老人ホームに入所している方は除く)
- ③身体障害者手帳の肢体不自由(各個別等級) 1・2級、視覚および聴覚障害の1・2級に該当する方
- ④愛の手帳の1・2度に該当する方

名簿種別	名簿登録対象者	提供団体等
関係機関共有方式名簿	区で名簿登録の対象としている方(右記①～⑤)	消防署、警察署、社会福祉協議会、拠点避難所(区立小・中学校)
同意方式名簿	右記①～④のうち、名簿の外部提供に同意(登録届出した方)および⑤の方	災害協力隊(町会、自治会等)、災害支援センター、民生児童委員、長寿サポートセンター、長寿サポート

※各団体には管轄・担当区域の名簿を提供

登録届出方法

今年度の名簿に登録するには、5月31日(火)までに手続きしてください。

- ⑤右記①～④に該当していないが、災害時の避難に支援を希望する方
- ①～④の方で同意方式名簿への登録を希望する方および⑤の方の情報を、災害協力隊等の地域団体に提供します。災害協力隊等は訪問調査等を行い、具体的な避難支援の方法を検討した個別の避難支援計画(個別計画)を作成します。なお、災害の種類や規模、被災状況によっては、支援ができない場合もあることをご了承ください。

失業や借金など経済的な困りごとを支援

お早めに気軽に相談を

区では「生活困窮者自立支援法」に基づき、さまざまな経済的な困りごとについて相談を受け付ける窓口を設けています。

「収入が不安定で家賃や税金を滞納している」「家族が病気やひきこもりで仕事ができない」など失業・借金・家計から生じる経済的な困りごとについて、専門知識と経験を有する相談員が解決のお手伝いをします。窓口では相談員が悩み事をお聞きし、問題解決に向けた施策や情報を提供します。経済的な困りごとを抱えている方は、一人で悩まず、早めに気軽に相談ください。

住居確保給付金事業

離職した方で、就労能力と就業意欲のある方に常用就職に向けた

「提出書類」「江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書」
「避難行動要支援者に関すること」福祉課福祉管理係
☎(3647)4318
FAX(3647)9186

「受付窓口」区役所(福祉課、防災課、障害者支援課、保健所保健予防課、各保健相談所、長寿サポートセンター、長寿サポート
☎(3647)9587
FAX(3647)8440

「区」の防災対策全般に関すること
「防災課災害対策係」
☎(3647)9587
FAX(3647)8440

就労準備支援事業

江東区就労支援センター(塩浜2-5-16)で、生活訓練(生活リズムの確立)、社会訓練(面接)、就労訓練(就職活動のスキルや知識の取得)などを行います。

また、早期の就労が難しい方には職業体験・ボランティア体験を行っていただきます。

「深川地区および東砂6丁目、南砂、新砂にお住まいの方の相談窓口」
保護第一課(区役所2階24番)
☎(3647)8487

「城東地区のうち亀戸、大島、北砂、東砂1～5丁目、夢の島、新木場、若洲にお住まいの方の相談窓口」
保護第二課(総合区民センター1階(大島4-5-1))
☎(3637)3741

福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等から転入された方へ

国保等の負担金の免除と保険料の減免を延長

医療機関等の窓口で支払う国民健康保険および後期高齢者医療一部負担金、介護保険の利用者負担金は、区が交付する証明書等の提示により免除されます。また、国民健康保険料・介護保険料も減免されます。

平成27年度に証明書の交付を受けた方には、案内をお送りしますのでご確認ください。

「延長期間」
①帰還困難区域等および上位所得層(※1)を除く旧避難指示区域等および平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域において被災し、転入された方

・国民健康保険一部負担金、後期高齢者医療一部負担金、介護保険利用者負担金の免除・平成29年2月28日(火)まで
・国民健康保険料、介護保険料の減免・平成29年3月分までの旧避難指示解除準備区域からの転入で上位所得層(※1)の方

・負担金の免除、保険料の減免ともに平成28年9月末(※2)まで
※1・医療保険は加入者全員の年間所得額の合計金額が600万円以下
※2・介護保険は加入者全員の年間所得額の合計金額が600万円以下

「介護保険に関すること」
介護保険課係
☎(3647)9498
FAX(3647)9493

「介護保険に関すること」
介護保険課係
☎(3647)9498
FAX(3647)9493



特別養護老人ホーム申込者で新たに要介護度1・2になった方へ

特例入所要件該当申告書等の提出を

介護保険法の改正に伴い、平成27年4月以降は、特別養護老人ホームの新規入所者が原則、要介護度3以上の方に限定されています。

要介護度1または2の方は、特例入所対象(やむを得ない事由がある)と認められる場合のみ入所対象となります。

すでに本区に特別養護老人ホーム入所申し込みをされている要介護度3以上の方で新たに要介護度が1・2に変更となった場合は別途、「特例入所要件該当申告書」(ケアマネジャー等の署名が必要)および入所申込書類(変更届)の提出が必要となります。

特例入所要件に該当し、入所

万円を超える世帯、介護保険は被保険者本人の合計所得金額が633万円以上(詳細はお問い合わせください)
※2・保険料の減免は、平成28年4月～9月までに相当する月割算定額
「国保」後期高齢者医療に関すること
医療保険課係
☎(3647)3168
FAX(3647)8520

「介護保険に関すること」
介護保険課係
☎(3647)9498
FAX(3647)9493

「提出先」お近くの長寿サポートセンターおよび長寿サポート(区内21か所)または長寿応援課施設支援係(区役所3階8番)窓口で
☎(3647)9329
FAX(3647)9247

※4月から窓口および電話番号が変わりましたのでご注意ください。

証明書自動交付機

平成29年3月末までに順次取り扱いを終了

区内15か所に設置している証明書自動交付機は、平成16年から稼働しご利用いただきましたが、新たにスタートした証明書コンビニ交付へのサービス移行に伴い、平成29年3月31日(金)までに順次取り扱いを終了させていただきます。各自動交付機の稼働終了時期については表1をご覧ください。

詳しくは区ホームページで確認ください。

※現在マイナンバーカードのお渡しには申請から3〜4か月程度いただいております。

「コンビニ交付で発行できる証明書(印鑑登録済の本人分のみ) 課税・非課税証明書(現年度分・本人分のみ) 本人分のみ)」

「発行手数料」証明書1通につき200円(窓口発行手数料は300円)

江東区教育施策大綱を策定

今後5年を展望した教育施策の方針

このたび、区長と教育委員会からなる総合教育会議での協議を経て、「江東区教育施策大綱」を策定しました。

教育施策大綱とは、教育の振興に関する総合的な施策の方針であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、区長が定めるものです。

江東区の教育施策大綱は、江東区の教育の今後5年を展望し、区民、保護者、地域、学校、江東区の教育に関わるすべての人たちが成すべきことを示すものです。概要は次のとおりです。

「施策の柱Ⅰ 確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成」

生きる力をどの子も身につけることができるよう、こうとう学びスタンダードを基軸とした知・徳・体の調和のとれた教育を進めます。

「施策の柱Ⅱ 安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進」

個に応じた教育の推進、いじめや不登校対策の充実など、一人一人を大切にしたい対応を行うとともに、施設の適正な整備や学校安全対策などを進めます。

「施策の柱Ⅲ 地域や教育関係機関との連携による教育力の向上」

学校が連携を一層強化しながら教育活動を進めていくシステムの充実や、学校から保護者への積極的な情報の発信などを通して、教育力を向上します。

「コンビニ交付利用可能店舗」表2のとおり※マルチコピー機設置の有無は各事業者・各店舗にお問い合わせください。

問 区民課証明係
☎(3647)3164

表1 証明書自動交付機一覧

終了時期	場所	住所
12月末	区役所2階(2台)※	東陽4-11-28
	イオン東雲店	東雲1-9-10
	ミニストップ潮見駅前店	潮見2-6-1
	東陽区民館	東陽3-1-2
	東大島図書館	大島9-4-2-101
	江東図書館	南砂6-7-52
平成29年3/17(金)	サンドラッグ東砂店	東砂1-3-38
	小松橋出張所	扇橋2-1-5
	区役所1階	東陽4-11-28
	深川江戸資料館	白河1-3-28
平成29年3月末	富岡出張所	富岡1-16-12
	豊洲シビックセンター3階	豊洲2-2-18
	豊洲特別出張所	
	カメラアプラザ内(亀戸文化センター)	亀戸2-19-1
	総合区民センター2階	
	大島出張所	大島4-5-1
	砂町出張所	北砂4-7-3
	南砂出張所	南砂6-8-3

※区役所2階の1台は12月初旬に廃止予定

表2 コンビニ交付利用可能店舗

コンビニエンスストア名	備考
セブン-イレブン	全国店舗で利用可能
ローソン	
サークルKサンクス	
ファミリーマート	
Aコープ北東北	
セイコーマート	一部店舗(岩手県奥州市内の1店舗)でのみ利用可能
イオンリテール	一部店舗(千葉県内および埼玉県内)でのみ利用可能
コミュニティ・ストア	全国の店舗へ順次展開予定
エコープ鹿児島	一部店舗(鹿児島県鹿児島市内の1店舗)でのみ利用可能
セーブオン	全国の店舗へ順次展開予定

「施策の柱Ⅳ 教育を支える環境づくり」

家庭や地域による教育力の向上のため、こどもたちが安心して過ごすことができる場の確保や学習機会の充実などを推進します。

「重要課題 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への取組」

オリンピック・パラリンピック教育を推進し、「江東区」のこどもたちが大会にかかわることを通して、こどもたちの夢や将来への可能性を広げることを目指します。

大綱の全文は、こうとう情報

ひきこもりなどで お悩みの方へ

相談会・居場所運営を実施(4〜6月分)

区では、ひきこもりをはじめ社会的に困難を抱える若者が、次の一歩を踏み出すための手助けをする事業(こうとうゆーすてつぷ)として、専門知識と経験を有する相談員が個別に面談または電話相談を行っています。日程等は、今後も区報や区ホームページに掲載します。

時間 場 下表のとおり

区内在住・在学・在勤のおおむね15歳〜39歳までの方およびその保護者等。1回の開催で

4〜6人程度 費 無料

内 個別面談、電話相談、当事者の居場所運営および専門機関の紹介 師 NPO法人青少年自立援助センター相談員

申 面談は各開催日前日(土・日曜、祝日を除く)までに、電話相談は開催日に相談専用ダイヤル

☎070(2195)6781

問 青少年センター 仮事務所 (北砂5-21-15) ☎(5633)6371

個人・事業所の温暖化対策を助成

太陽光パネルやエネファーム等の購入にご活用を

区では、個人住宅・集合住宅および事業所を対象に、地球温暖化の防止に貢献し、CO₂削減効果の大きい創エネ・省エネ設備の設置について、経費の一部を助成しています(下表参照)。

申請は必ず工事着工前に行ってください。着工後の申請は受け付けできませんのでご注意ください。助成要件や助成金額、申請の際の必要書類等詳細は区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問 温暖化対策課環境調整係 ☎(3647)6124

「教育推進プラン・江東」

点検評価委員を募集

教育委員会は、10か年の教育振興基本計画である「教育推進プラン・江東」(平成23〜32年度)について、今年3月、平成28年度からの後期計画を新たに策定しました。

このプランを客観的に評価するため、学識経験者のほか公募

区民等からなる委員会を設置し、外部評価を行っています。

平成28年度においても、区民の立場からご意見をいただくため、新たに区民委員を募集します。今回は、前期期間最終年度の全事業に対する点検評価を行います。

☎(3647)8542

問 20歳以上の区民の方2人(選考により決定)

任期 5月〜平成29年3月(委員会は、平日の日中または夜間約2時間を3回程度予定)

謝礼金 1回5,000円(税込、交通費込)

選考結果 5月中に応募者全員に通知

☎(3647)8542

「地球温暖化防止設備導入助成事業」対象設備および助成金額一覧表

助成対象設備	助成金額	
	住宅用()内は上限額	事業所用()内は上限額
エコキュート	設置に要する経費(1設備当たり4万円)	設置に要する経費(1設備当たり8万円)
エネファーム	設置に要する経費(1設備当たり10万円)	設置に要する経費(1設備当たり20万円)
エネルギー管理システム機器	設置に要する経費の5%(2万円 集合住宅15万円)	設置に要する経費の5%(1設備当たり4万円)
太陽光発電システム	定格出力1kw 当たり 5万円(20万円 集合住宅150万円)	定格出力1kw 当たり 5万円(20万円)
高反射率塗装	塗装材料費(20万円 集合住宅150万円)	塗装材料費(20万円)

日程	会場
4/19(火)☆	総合区民センター7階第5・7会議室(大島4-5-1)
4/22(金)	江東区文化センター6階第2・3会議室(東陽4-11-3)
5/24(火)☆	総合区民センター7階第5・7会議室
5/27(金)	枝川区民館洋室第1・2(枝川13-6-16)
6/4(土)☆	総合区民センター7階第2・3会議室
6/21(火)☆	総合区民センター7階第2・3会議室
6/24(金)	江東区文化センター6階第2・3会議室

※時間はいずれも13:30〜16:30
☆は居場所運営あり

毎週水曜、区役所本庁舎および豊洲特別出張所(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター3階)の窓口時間を午後7時まで延長しています。取り扱い業務の詳細については各担当窓口へご確認ください。